

第 1 号議案

あさぎ町広域協定運営委員会規則(細則)の一部改正の承認について

【1号議案で協議いただきたいこと】

内容	ページ
1 2～7について	3
2 土地改良区枠委員への年報酬支払いについて	4
3 土地改良区枠委員への支払い元について	5
4 運営委員の年報酬は何に対して支払われているのか	5
5 運営委員会の体制	6
6 作業日当単価の増額について	7 ～ 8
7 会議日当について	8
8 役員報酬を変更した組織	9 ～ 12

【協議いただく内容1】

2～7について

【1号議案で協議いただきたいこと】	
内容	ページ
1 2～7について	3
2 土地改良区粋委員への年報酬支払いについて	4
3 土地改良区粋委員への支払い元について	5
4 運営委員の年報酬は何に対して支払われているのか？	5
5 運営委員会の体制	6
6 作業日当単価の増額について	7 ~ 8
7 会議日当について	8
8 役員報酬を変更した組織	9

規則や細則が変更になる。

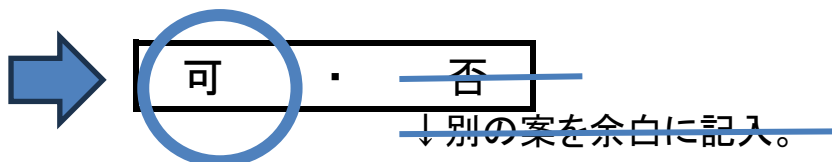
どの案か決まらないと、規則・細則の案が作成できない。

(町に確認)

今回は、決定いただく。

次回運営委員会で、変更した規則や細則の案をはかる。

→このやり方でOKとのこと。

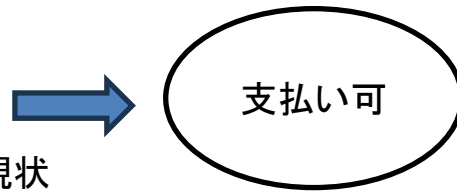


【協議いただく内容2】

土地改良区梓委員への年報酬支払いについて

町と協議しました。(報告)

- ・ 錦町、山鹿市、支払っている
- ・ 設立後からこれまでの流れ
- ・ 設立から9年もの歳月が経過した現状



↓決定に○

×	1	今まで通り支払わない (理由)これまで支払わなかった理由も、全く不適切とは言い切れないので。
○	2	今年度より支払う 何に対する報酬なのか? を、説明できるようにしておく。 (会検)
×	3	来年度より支払う (町 推奨) 2と同じく説明できるように。
×	4	「会議に対する報酬」に変える。 (参考)役場のやり方 会議参加者に費用弁償と報酬を支払う。 費用弁償1,500円/回 報酬4,400円/回 ただし、会長・副会長・会計・監査役については? 業務が多い。年報酬必要では? 変更は次年度以降で。
×	5	他の案があればご意見下さい。
×	6	次回へ保留

【協議いただく内容3】

土地改良区枠委員への支払い元について

可	不可	内容
<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	年報酬を、長寿命化から支払いたい。 土地改良区枠の委員→工事に関しての係りが大きいため
<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	費用弁償も、令和7年度～長寿命化にしたい。 同上の理由から変更したい

【協議いただく内容4】

運営委員の年報酬は何に対して？

~~(P 4 で、4か5に決まれば協議不要！)~~

百太郎溝土地改良区からの案：

委員が、大きな責任を負っていることへの報酬

委員は、
全組織に関わる重要な事(ルールや予算)を決める。
決定権は委員だけ。

会検で、会議で決まった事に指摘があれば、
責任は、その会議の時に就任していた委員が負う。
(全員に会議の案内をしているので、
欠席委員も責任を負う。)



(課題)

委員への周知が、今後の事務局には必要。

【協議いただく内容5】

運営委員会の体制

(※緊急に決めなければならない内容では無い。
 こんなやり方もあるという、提案。)

錦町・多良木町

全組織の代表が委員。(20~30組織くらいしかない。)



メリット

全組織の意見が聞ける。

あさぎり町 64組織ある

→64人が入る会場 厳しい

(案)

(委員数)

	現状	変更後
多面的24組織	7	24
中山間40組織	6	6
長寿命化しか取り組んでいないので今まで通り		
土地改良区枠	5	5
もし合併あれば変わる?		
合計 (17人増)	18	35

※変更は メリットばかりでは無い。

協議の結果	
採用 ・ 却下 ・ 他 ・ 保留	

→今の体制を継続する。

【協議いただく内容6】

作業日当単価の増額について

源泉徴収問題

(百太郎溝土地改良区に調査いただいた)

→ 日当が増えても、今まで通り、本人の申告でOK

湯前町

軽微な作業	1,000円/h	
強度な作業	1,500円/h	草刈り・土砂上げなど

多良木町

作業日当	1,000円/h	1h未満は切り捨て
作業日当(重労働)	1,500円/h	〃

1000円/hの例: 植栽、ごみ拾い、見回り、など

1,500円/hの例: 泥上げ、草刈り、急傾斜地での活動、大木の伐採、自主施工、工事の高度な施工管理書類作成、など

(仕分け方)

どちらの町も、組織が作業日報に、どちらの単価での支払いかを記入して、事務委託先に提出する。

※同じ、「見回り」で、A組織1,000円/h、B組織1,500円/h
ということはないのか？

湯前町 → ない。(偶然)

多良木町 → 組織の予算によって、その違いが発生している。

また、「点検だけど、炎天下に長時間歩いて回ったから
今回は1,500円で申請する」という事もある。

(お願い)

変更は、来年度からに…。(もう支払っているのです。)

↓決定に○

×	1 湯前町にならう	※変更後の細則(案)は、次の会議にかける
○	2 多良木町にならう	※変更後の細則(案)は、次の会議にかける 1h未満切り捨て無い。
×	3 変更しない	
×	4 他の案があればご意見下さい。	
×	5 次回へ保留	

【協議いただく内容7】

会議日当について

現行 2,000円/回

(困っていること)

2時間以上の会議が発生している。(ヒアリングなど)

(案)

2,000円/回 (2時間以内)

以降、30分ごとに500円加算

変更は、来年度からに…。(もう支払っているの。)

(協議の結果)

~~採用~~

別の案

~~保留~~

→今の支払い方を継続する。

【協議いただく内容8】

役員報酬を変更した組織があります。

細則(2) 新旧対照表

旧							新							
(2)-1 各組織 役員年報酬について							(2)-1 各組織 役員年報酬について							
組織	組織役員年報酬(※長寿命化のみの集落は除く)						組織	組織役員年報酬(※長寿命化のみの集落は除く)						
	代表	副代表	書記	会計	監査役	その他役員		代表	副代表	書記	会計	監査役	その他役員	
阿蘇諏訪	10,000	5,000	5,000	5,000	-	-	-	20,000	10,000	10,000	10,000	-	-	-

平成27年4月1日施行	令和3年3月29日一部改正
平成27年7月31日一部改正	令和4年4月18日一部改正
平成28年3月10日一部改正	令和4年10月24日一部改正
平成28年6月28日一部改正	令和5年12月14日一部改正
平成28年10月18日一部改正	令和6年10月29日一部改正
平成29年3月23日一部改正	
平成29年6月26日一部改正	
平成30年3月22日一部改正	
平成30年4月16日一部改正	
平成30年6月26日一部改正	
令和元年6月25日一部改正	
令和2年3月30日一部改正	
令和2年6月25日一部改正	

あさぎり町広域協定運営委員会規則第30条に定める細則については、以下のとおりとする。

(1) - 1 各組織の活動に係る作業単価等について

		単 価	単 位
作業日当		1,000円	1時間
会議日当		2,000円以内	1回
機械損料	刈払機	1,500円以内	1回(燃料費含む) ただし、1,200円を超える場合は、刃は配布しないこととする。
	チェーンソー	1,500円以内	1回(燃料費含む)
	軽トラ	1,000円	1時間(燃料費含む) ※上限3,000円とする。
	ダンプ・トラック	4,000円以内	半日まで(燃料費含む)
		1,000円以内	以降1時間ごとに
	油圧ショベル (バックホウ・ユンボ)	4,000円以内	1時間(燃料費別)
	ホイローダー (タイヤショベル)		
	動力噴霧器	5,000円以内	1回(燃料費含む)
	ミスト機 (背負い式動噴)	500円以内	1時間(燃料費含む)
	小型耕運機(管理機)	1,500円以内	1回(燃料費含む)
	ブロアー	500円以内	1時間(燃料費含む)
	フォークリフト	1,000円以内	1時間(燃料費含む)
	コンクリートミキサー	3,000円以内	1回(燃料費含む)
	歩行型草刈機 (動力モア)	2,000円以内	1時間(燃料費含む)

	単 価	単 位	
機械損料	トラッシュポンプ (エンジンポンプ)	400円以内	1時間(燃料費含む)
	バキュームカー(2.5t)	3,300円以内	1時間(燃料費および動力源のトラクター代含む)
	バーナー(カセットボンベ式・灯油式・プロパンガス式)	500円以内	1時間(燃料費含む)
	発電機 (0.85kVA~3.5KVA)	300円以内	1時間(燃料費含む)
	ディスクグラインダー (サンダー)	200円以内	1時間(刃代含む)
	農耕車両(作業)	あさぎり町作業受委託作業料金に準ずる	オペレーター代含む
	その他特殊機械	リース会社に準ずる	
	特殊資格手当	500円以内	1時間(日当と別に支給) 但し、下記の特種な資格を要する場合 ・車両系建設機械運転者(油圧ショベル・ホイローダー) ・フォークリフト運転技能講習を受講
	子供会等で参加した児童への支給	500円以内	人/回 ただし、文具・図書券・お菓子等とする。
町外研修費	車両借り上げ料(リース)	実費分	
	車両借り上げ料(個人車)	2,000円以内	人吉・球磨郡内
		4,000円以内	人吉・球磨郡外
	運転手謝礼	2,000円	日帰り/日
	交通費(燃料費・高速代)	実費分	
	昼食・夜食費	支払不可	
	駐車料金	実費分	
	宿泊費	実費分	但し、ビジネスホテルクラスとする
	研修先への謝礼	3,000円以内	
	人吉・球磨郡内研修時の日当※		※作業日当に準ずるが、研修時間のみの支払とする
	人吉・球磨郡外研修時の日当	5,000円以内	
その他必要と認める経費	実費分	会長が認めるもの	
各組織・運営委員の役員報酬	別紙のとおり		

*燃料は満タンの状態で作業を開始し、無くなったら、燃料を購入して補充する。

*参加団体にシルバー人材センターを位置つけた場合、その日当等はシルバー人材センターの規定に準じることとする。

(1)-2 運営委員会 委員の活動に係る作業単価等について

費用弁償(運営委員会等の会議日当)	単 価	単 位
あさぎり町外	2,000円	1回
あさぎり町内	1,500円	1回

(2)-1 各組織 役員年報酬について

単位:円

組織	組 織 役 員 年 報 酬(※長寿命化のみの集落は除く)							
	代表	副代表	書記	会計	監査役	その他役員		
脇の前	50,000	-	20,000	20,000	-	役員	20,000	
農地・水・平和	50,000	30,000	40,000	40,000	30,000	幹事	20,000	
						団体幹事	5,000	
上地域	20,000	20,000	20,000	50,000	-	連絡員	20,000	
幸野溝	20,000	10,000	-	-	-	連絡員	10,000	
久鹿	40,000	30,000	40,000	40,000	30,000	用水班長	30,000	
岡留	50,000	40,000	40,000	50,000	30,000	-	-	
上代	30,000	10,000	20,000	20,000	-	水利班長	45,000	
						連絡員	10,000	
寺池	30,000	20,000	30,000	30,000	-	水利班長	10,000	
深田東	50,000	20,000	50,000	-	-			
上南	30,000	20,000	30,000	30,000	-	連絡員	10,000	
						幹事	10,000	
あらた	75,000	25,000	55,000	55,000	-	幹事	15,000	
二子	60,000	40,000	-	-	-	運営委員	40,000	
						連絡員	2,000	
須恵・深田畑	20,000	15,000	15,000		-	幹事	10,000	
今井	50,000	40,000	40,000	-	-	幹事	10,000	
湯の原	15,000	10,000	10,000		-	連絡員	10,000	
阿蘇諏訪	20,000	10,000	10,000	10,000	-	-	-	
瀬ノ上	10,000	-	-	-	-	連絡員	5,000	
岡原百太郎	60,000	30,000	-	-	-	支部長	30,000	
築地	60,000	30,000	20,000	20,000	-	幹事	20,000	
						水利班長		
						作業班長		
中・竹	60,000	30,000	-	-	-	連絡員	30,000	
古草城・明廿	60,000	40,000	40,000	-	-	幹事	30,000	
柳別府	60,000	40,000	-	-	-	連絡員	25,000	
湧川隊	60,000	40,000	40,000	40,000	-	幹事	40,000	
大島	50,000	30,000	40,000		-	連絡員	20,000	

(2)-2 あさぎり町運営委員 役員年報酬について

単位:円

運営委員会	あさぎり町運営委員 役員年報酬					
	会長	副会長	会計	監査役	委員	
	50,000	25,000	40,000	25,000	20,000	

※副会長が会長又は会計の代理を務めた年は、年報酬額はその年度内に協議して決める。

※中山間集落選出委員分については、長寿命化の予算から支出

※会長及び副会長並びに会計は、必要に応じて事務局が処理する書類について決裁を行う。(報酬に含む)

※監査は、年2回(中間・期末)行うこととし、監査役にて行う。(外部監査もあり)(会長等の参加も可。)

※監査役のうち1名は、土地改良区(代表者)の中から選出する。

※役員改選の際の運営委員会の費用弁償は旧・新役員ともに支払う。

※各土地改良区代表者が委員を務めている場合は、土地改良区としての業務と兼任しているものと考えるので、その委員には年報酬は支払わない。